

<p>○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>税務課</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p> 
		<p>目次</p>
		<p>担当課(室)</p>

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第三十八号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「次の表の上欄に掲げる徴収金に係る県税取扱費を同表中欄に掲げる月の末日までに、同表下欄に掲げる期間」を「四月及び十月の末日までに、それぞれ前六ヶ月間」に改め、同条の表を削る。

第十八条の二の表一の項中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改め、同表二の項中「法第七十三条の第十四第四項、条例第六十二条、条例第六十六条第五項、条例第六十九条第二項」を「条例第六十二条第一項、第六十六条第一項」に改め、同表五の項中「第六十九条の二第五項」を「第六十九条の三第一項」に改め、同表六の項中「第六十九条の三第四項」を「第六十九条の四第一項」に改める。

様式第三十七号の一（その二）中「瀬 取 扱 費 課 税 費（二）」を「瀬 取 扱 費 課 税 費（三）」を「瀬 取 扱 費 課 税 費（二）」に改める。

①	②	③	④
を			
⑤	⑥	⑦	⑧

様式第五十三号の一（表）中

に、「農地保有合理化事業に係る」

事	告
項	項

や「農地利用集積円滑化団体等の」及び「地方税法」や「①から⑨までを除き、地方税法」及び「第73条の14（第1項から第6項までを除く。）又は同法附則第11条の規定に該当する取得の場合（価格控除）」や「に基づき価格控除又は税額の減額となる場合」及び「同法（中）「事項」や「申告事項」及び「農地保有合理化事業に係る」や「農地利用集積円滑化団体等の」及び「地方税法第73条の14（第1項から第6項までを除く。）又は同法附則第11条の規定に該当する取得の」や「①から⑨までを除き、地方税法に基づき価格控除又は税額の減額となる」及び「特例控除等の軽減措置」や「価格控除又は税額の減額となる措置」及び「同法」。

兼「減額・還付申請書」や「不動産取得税申告書 兼 減額・還付申請書」及び「不動産取得税申告書 兼 減額・還付申請書」及び「既存住宅」や「耐震基準適合既存住宅・耐震基準不適合既存住宅」及び「同法」。

兼「農地保有合理化事業に係る」や「農地利用集積円滑化団体等」及び「同法」。

兼「第71条（中）「1/4税率」や「20/100税率」及び「1/2税率」や「40/100税率」及び「1/2控除」や「40/100税率」及び「同法」。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。